

健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収額が不足

1 件	不当金額(収入)	7 億 5 6 8 1 万円
(前年度	1 件	6 億 9 9 0 4 万円)

1 保険の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

2 検査の結果

機構の12地域部^(注)の管轄区域内に所在する133年金事務所が管轄する654事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が7億5681万円(健康保険保険料2億9980万円、厚生年金保険保険料4億5701万円)不足していて、不当と認められる。

(注) 12地域部 東北第二、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、近畿第一、近畿第二、中国、四国、九州第一、九州第二の各地域部

<事例>

A会社は、小売業の業務に従事する従業員499人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち303人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の303人について調査したところ、同会社はこのうち43人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料1057万円、厚生年金保険保険料1920万円、計2977万円が徴収不足となっていた。なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
				円	円	円
東北第二	青森等8	139	55	1553万	2405万	3959万
北関東・信越第一	宇都宮東等5	55	23	437万	640万	1077万
北関東・信越第二	長野南等6	71	18	770万	1236万	2006万
南関東第一	千代田等22	134	62	4000万	7787万	1億1787万
南関東第二	千葉等18	233	96	6845万	9749万	1億6594万
中部第一	中村等8	50	18	1036万	1689万	2726万
近畿第一	福島等19	146	48	1645万	2352万	3997万
近畿第二	三宮等7	66	27	1607万	2431万	4039万
中国	広島東等5	61	31	892万	1168万	2060万
四国	徳島南等9	145	52	1021万	1462万	2483万
九州第一	博多等14	194	130	7219万	1億0238万	1億7457万
九州第二	鹿児島南等12	169	94	2950万	4540万	7490万
計	133か所	1,463	654	2億9980万	4億5701万	7億5681万